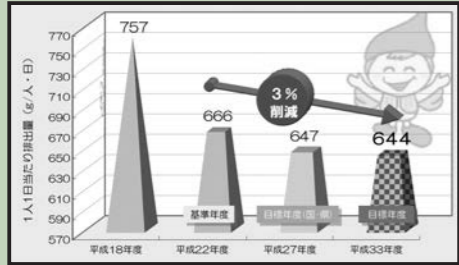


## ごみ処理の現状と今後の目標

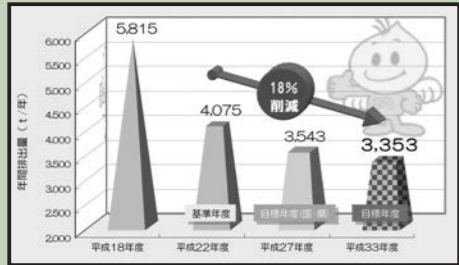
循環型社会形成へ向けての数値目標は、平成22年度を基準年とし、平成33年度までに次のとおり設定します。

### 「家庭系ごみ削減」



1人1日当たりのごみ排出量を3%削減し、644グラム以下に。

### 「事業系ごみ削減」



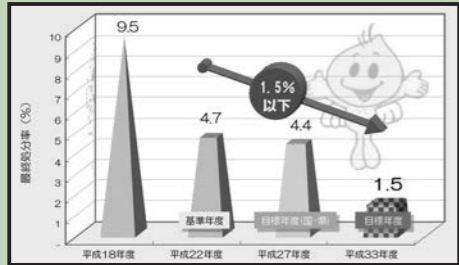
ごみ排出量を18%削減し、3,353トン以下に。

### 「リサイクル率向上」



リサイクル率を30.4%以上に。

### 「最終処分率削減」



最終処分率をごみの減量化・資源化、焼却灰の資源化等を行うことにより、1.5%以下に。

## 私にもできる！一日のごみ減量行動

一日の生活の中で、ごみ減量につながる行動を心がけましょう。  
次のような行動が減量につながります。

- 7:30 ごみ出し ■ルールに合わせた分別排出でリサイクル
- 8:00 洗濯 ■洗剤は詰め替え用を使用  
■適量の水量で洗濯（洗剤使用量の削減）
- 8:30 朝食 ■前日の夕食の残りを使って朝ごはん
- 9:00 洗い物 ■生ごみは水を切る  
■洗剤は詰め替え用を使用  
■付け置き洗いで、洗剤の使用量を削減  
■簡易型掃除用具（紙モップ、粘着シート）を使用せず、掃除機や繰り返し使える用具等の使用（ぞうきん、モップ等）  
■不用品はすぐに捨てず、他の利用方法の検討や、欲しい人がいれば譲る（フリーマーケット、リサイクルショップ、インターネットオークション等の活用）  
■掃除用洗剤は詰め替え用を使用
- 10:00 掃除・片づけ
- 12:00 昼食（外食） ■割りばしを使用せずマイ箸を使う  
■食べ残しをなくす
- 16:00 買い物 ■過剰な包装は断る  
■必要のないものは買わない  
■食料品はバラ売りの物を購入する（トレイやラップの削減）
- 18:00 夕食の準備 ■調理くずは生ごみ処理機で堆肥化  
■牛乳パック、白色トレイ、食品用かん・びんは洗ってリサイクル  
■料理は作り過ぎに気を付ける（エコクッキング）
- 20:00 夕食 ■食べ残しをなくす
- 21:00 入浴 ■シャンプー・リンス等は詰め替え用を使用

## 循環型社会の形成に一步でも近づくために

# 一般廃棄物処理基本計画を策定

～ 一人・一日22gのごみの減量を ～

町では、住民・事業者のみならずとも、循環型社会形成へ向けて減量化・資源化等の取り組みを推進するための基本計画である「三芳町一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

【問い合わせ】環境課環境対策係（内線216～217）

### 循環型社会の実現を目指すための計画

循環型社会形成推進基本法及び各種リサイクル法の制定、廃棄物処理法の改正等が行われるなど、清掃事業を取り巻く法制度や社会情勢が大きく変化しています。町でもその変化に対応していくため、ごみ処理に係る長期的な基本方針をたて、循環型社会の実現を目指すため計画を策定しました。

### 計画期間は10年

この計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間で計画期間とします。計画は概ね5年ごと、または今後の広域処理等に進展があり、一般廃棄物対策に大きな変更が生じた場合、必要に応じて見直しを行います。

### ごみ処理「3つの基本方針」

計画では、循環型社会形成に向け、ごみの減量・リサイクルの目標を達成していくために、3つの基本方針を定めます。

### ①ごみの発生と排出の抑制

### 目標達成への施策

3つの基本方針に基づき、住民・事業者・行政が連携して具体的な施策に取り組み、目標達成を目指します。

- 住民
  - ・マイバックを持参することにより、レジ袋の削減
  - ・生ごみの水切りやエコクッキングによる減量
- 事業者
  - ・資源物の分別の徹底
  - ・発生抑制や資源化の推進
  - ・生ゴミ等の水切りによる減量化
  - ・資源化可能物の分別の徹底及び資源化を促進
- 行政
  - ・公共施設から排出されるごみの減量化
  - ・粗大ごみの資源化の促進
  - ・新たな資源化の検討
  - ・不法投棄対策の強化
  - ・積極的な情報提供

### 電気式生ごみ処理機購入費の補助

一般家庭から排出される生ごみ減量化の試みとして、電気式生ごみ処理機購入費を補助します。下記を確認のうえ、購入前に環境課環境対策係へ補助金交付申請書を提出してください。

- 応募要件
  - ・町内に1年以上居住している人（事業所は除く）
  - ・設置した生ごみ処理機を常に良好な状態で維持管理できる人
  - ・堆肥化された生ごみを肥料とし自家処理することができる人
- 補助金の額
  - ・購入金額の2分の1（2万円が限度 ※千円未満は切捨て）
- 補助件数 5件

### 循環型社会とはどんな社会なんだろう？

天然資源の消費量を減らすだけ少なくし、リサイクルや資源の有効利用を推進する社会のことを言います。

2000年に循環型社会をめざす「循環型社会形成推進基本法」が制定され、循環型社会を構築する方法として、①ごみを出さない②出たごみはできるだけ利用する③どうしても利用できないごみはきちんと処分するという3つが提示されました。



一人ひとりがごみに対して意識を高めることが、循環型社会の実現につながります。



▲ネットをして、カラスにごみを荒らされないようにしましょう。

町が設置許可をしている集積所が対象になります。事業所は対象外です。配布については、役場本庁舎2階環境課環境対策係窓口にて配布しています。※配布は、集積所につき1枚となります。

【ネットの寸法】  
大きさ 縦2m×横3m

【利用上の注意点】  
・配布したカラスよけネットの管理は、集積所利用者となります。

・歩行者等の通行に支障が出ないように、収集時以外は速やかに片づけてください。

・目的以外の使用や転貸、売却をしないでください。

カラスよけネットを配布していることをご存じですか？

### 【配布の対象・配布方法】

町が設置許可をしている集積所が対象になります。事業所は対象外です。配布については、役場本庁舎2階環境課環境対策係窓口にて配布しています。※配布は、集積所につき1枚となります。

### 【ネットの寸法】

大きさ 縦2m×横3m

### 【利用上の注意点】

・配布したカラスよけネットの管理は、集積所利用者となります。

・歩行者等の通行に支障が出ないように、収集時以外は速やかに片づけてください。

・目的以外の使用や転貸、売却をしないでください。